

日米地位協定に関する法的問題点

—沖縄大米軍ヘリ墜落事件に関連して—

比屋定 泰治

目次

1. はじめに
2. 米軍による事故現場の支配について
3. 損害賠償請求の処理について

1. はじめに

2004年8月13日（金）、14時15分頃、在沖米海兵隊の大型輸送ヘリCH53Dが、沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内に墜落・炎上した。ヘリが墜落したのは、大学の一号館（通称「本館」と呼ばれ、学長室や事務組織の部署が入る、大学機能の中核ともいえる建物である）と、大学の前を通る市道との間に存在する、数メートルの幅の緑地であった。ヘリは本館に衝突し、そのまま壁を擦るようにして墜落したため、その本体部分は大学構内に落ちたのである。本館は、墜落の際の衝撃によって壁や窓が破壊され、その使用は不可能になった。

不幸中の幸いといえ、ヘリの乗員が怪我を負いはしたものの、民間人には死傷者が出ていないことである。この点を強調したいのか、在日米軍司令官は、ヘリ墜落の過程について、被害を最小限にとどめるために乗員が最高の回避行動をとったと発言している¹⁾。しかしながら、大学の敷

1) 当時の在日米軍司令官（トーマス・ワスコー中將）が行なった次のような発言。「乗務員は飛行コントロールが不能になった機体を、精いっぱい人のいないところに（操縦して）行き被害を最小限に食い止めた。素晴らしい功績があった」。沖縄タイムス、2004年8月27日。この発言に対しては、では大学を狙って落ちたのかという反発の声が上がっている。その後、現場を視察した町村外相も同趣旨の発言をしている。同紙、2004年10月16日夕刊。

地外の住宅地等にも、墜落直前のヘリの機体から、8メートルもあるプロペラなどの部品や破片が落下し、その一部は住宅の窓やドアを突き破っている。これらが人に当たらなかったことも回避行動の成果というのだろうか。結局、大惨事に至らなかったことは、奇跡的にもたらされた結果に過ぎない。

いずれにしても墜落事故の発生は、市街地の真ん中に存在し、その周辺で飛行訓練が行なわれる普天間基地の危険性を、我々に改めて認識させる契機となった。住宅密集地での低空飛行を頻繁に繰り返せば、いずれ事故が起こるであろうことは誰の目にも明らかであった。そして実際に墜落事故は発生し、そのことによって、普天間基地の存在そのものが周辺住民の生命・財産を危険に晒していることが実際に証明されたのである。このような状況においては、普天間基地の即時閉鎖・返還が焦眉の課題とされなければならない、この点は、日本政府が米国との交渉を通じて解決していくべき政治的課題である²⁾。ただ、そうした政治的側面・課題の分析（日米安保体制の検証など）については、本号特集の他の論考に譲ることにして、本稿では、事故によって明らかとなった、主として地位協定に残されたままである法的問題点について若干の考察を行うことにしたい。

その第一点目は、ヘリ墜落事故の発生それ自体というよりは、発生後の事故処理の過程で浮き彫りとなり、報道においても頻繁に非難の対象となった点である。具体的には、事故現場において、米軍による排他的な警察活動が強行され、沖縄県警の現場検証が米軍によって拒否されたことに関して、はたして米軍のかかる行為に、正当な法的根拠があったのかという点

2) 普天間基地（普天間飛行場）については、1996年4月12日の橋本・モンデール会談後の会見において、また、同15日のSACO（Special Action Committee on Okinawa, 沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会）中間報告において、その全面返還が合意されたことが報告されているが、同年12月2日のSACO最終報告において、5年から7年のうちに「十分な代替施設が完成し運用可能となった後」に返還することとなった。その後、県北部の名護市辺野古、キャンプ・シュワブ沖の海上に代替施設を建設するという計画が進行しているが、地元を中心とする住民の抗議行動などもあって計画は遅れており、SACO最終報告から8年以上経過した本稿執筆時点でも、普天間基地の返還の目途は立っていない。普天間基地返還に関する経過は、沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地 平成15年3月』、505-6頁を参照（同書は、沖縄県のHP<<http://www.pref.okinawa.jp/>>からそのデジタル版を見ることができる）。

について検討する³⁾。

第二点目は、ヘリの墜落によって大学が受けた損害の賠償に関する法的問題である。端的に言えば、大学は、那覇防衛施設局との交渉を介さずに、加害者たる米軍（米国政府）から直接賠償を受けることが可能かどうかという点である。

それでは、ここで節をあらためて、以上の二点について検討していく。

2. 米軍による事故現場の支配について

ヘリが墜落した現場（大学構内）には、墜落直後から多数の海兵隊員が駆けつけていたが、炎上したヘリの消火活動は、目撃者の通報を受けた宜野湾市の消防によって行なわれ、怪我を負った乗員の搬送も、同消防が行なっている⁴⁾。そして、ここまでの経過だけならば、日米安保条約に従って在日米軍に提供されている普天間基地の存在それ自体の危険性が、この事件によって示されたにすぎなかった。しかし、このあとに起こったもう一つの「事件」によって、本稿の対象である、日米地位協定に関する法的問題点が明らかになったのである。

その事件の顛末は次のとおりである。墜落事故当日の8月13日、沖縄県警は、本件について、航空危険行為処罰法違反の疑いがあるとして墜落現場の検証令状をとる。そして翌14日午前、刑事特別法第13条⁵⁾に基づき、キャンプ・フォスターの在沖海兵隊基地憲兵隊に現場検証への同意を求め、かかる要請は拒否される。次に、その拒否をうけた県警は、代替手段として、同条に基づく「囑託」を米軍に対して行うが、この依頼に対し

3) この点に関する本学教員による論考には、筆者の知る限り次のものがある。井端正幸「米軍ヘリ墜落事件をめぐる諸問題」『真織』創刊号（2004年11月号）、4頁；森田満夫「沖縄米軍ヘリ墜落事件を通して安保・憲法・教育を考える（下）」『人権と部落問題』727号（2005年2月号）、59頁。これらの表題から分かるように、大学への米軍ヘリの墜落は、「事故」ではなく「事件」として捉えられている。ただし、本稿では文脈によっては「事故」の言葉も使用している。また本事件の経移については、琉球新報社・地位協定取材班『日米不平等の源流』（高文研、2004年）、19-26頁も参照。

4) 沖縄タイムス、2004年8月14日；同10月7日。

5) 同条については、下記（注20）を参照。

ても、当該問題は「日米合同委員会で話し合われる」との回答がなされ、事実上拒否されている（県警は、正式に拒否されたわけではないとして、囑託を再度要請している）⁶⁾。その結果、事故現場においては、米軍警察権が排他的に行使され、他方で、米軍の同意が得られないという理由で、日本の警察権は行使することができないという事態になった。日本国内において、しかも米軍基地ではない通常の民間地域において、日本の警察権が行使できなかったのである。

以上の事件に関する法的論点は、次の二点に整理できるものと思われる。すなわち、①そもそも、米軍が使用する施設・区域の外において、米軍は警察権を行使する権限を有するのか。そして、②仮に施設・区域外における米軍の警察権行使が認められることがあるとしても、それは、日本側の警察権を排除しうるような排他的な権限なのか、ということである。

*

まず①の点についていえば、米軍の当局は、米軍の施設・区域内での警察権行使を認められているのであり、一般的には、その外部において警察権を行使することは認められない⁷⁾。在日米軍の刑事裁判権や警察権について規定する、地位協定第17条10項(a)によれば、「合衆国軍隊の軍事警察は、〔日本から提供された〕それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる」。これが、施設・区域内における一般的な警察権の行使に関する規定である。

ただし、米軍の施設・区域外においても、日米地位協定に基づいて、例外的に米軍が警察権を行使できる場合が無くはない。そのことは、それに続く同項(b)にみることができる。そこでは、「前記の施設及び区域の外部において」も、米軍による軍事警察の使用が、限定的ながら認められている。ただし、その場合の警察権の使用は、「必ず日本国の当局との取極に従うことを

6) 沖縄タイムス、2004年8月14日。

7) 本間浩『在日米軍地位協定』（日本評論社、1996年）、297頁。

条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して」行われなければならない⁸⁾、しかも、かかる警察権の範囲は、「合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内」に限られる⁹⁾。今回の事故は米軍の施設・区域外で起きており、同項が適用される場合に当たるが、ヘリの墜落事故であって、軍隊構成員間の規律や秩序の維持とは無関係であるから、本件について米軍が警察権を行使することは、同項の課す制限の範囲を逸脱している¹⁰⁾。

このように、警察権に関する地位協定の条文それ自体からは、本件に対する米軍の警察権行使の根拠は見出せない。しかしながら、ヘリの墜落事故に対する米軍の警察権の行使は、地位協定の本文を離れたところで認められているのである。それは、地位協定第25条に基づいて設置された日米合同委員会の合意においてである。

具体的には、地位協定の「第十七条に関連する日米合同委員会合意」¹¹⁾の「刑事裁判管轄権に関する事項」の「第10. その他警察権に関する事項」において、墜落事故等の場合の米軍当局の権限について次のように定められている¹²⁾。

「(4) 合衆国軍用機が合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある公有

8) 米軍は、ここにいう「日本国の当局との取極」にあたりと考えられる、「米軍および自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」(1982年制定)を遵守していなかったことも明らかになっている。沖縄タイムス、2004年9月11日。

9) 「この規定は、施設・区域外であつても米軍人間の規律及び秩序の維持の為にはむしろ米軍警察を用いた方が実際的であるという点を考慮しつつ、他方では、かかる米軍警察の行動が日本側の警察権と衝突したり、我が国の私人の権利等を侵害したりすることのないよう一定の条件を付することを目的としたものである」。琉球新報社『外務省機密文書・日米地位協定の考え方・増補版』(高文研、2004年)、159頁。

10) 井端・前掲論文(注3)、9頁。

11) 日米合同委員会の合意内容は、その一部が公表されており、外務省のHP<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/index.html>>などで見ることができる。未公表の合意が、いかなる事項について、何件存在するのかは明らかにされていない。本間・前掲書(注7)、65-6頁；『地位協定の考え方』・前掲(注9)、209-10頁。なお、地位協定研究会『日米地位協定逐条批判』(新日本出版社、1997年)、217-9頁も参照。

12) 本合意は、実際には、地位協定の前身ともいえる、日米行政協定の第17条に関する合同委員会合意である。地位協定と行政協定とは、法的にはそれぞれが別の文書であるが、両者ともに日米合同委員会の設置を規定しており、また、外務省のHPにおいても、行政協定時の合意と地位協定時の合意とは特に区別されていない。しかも、「行政協定第一七条は、昭和二八年一〇月二九日改正され、改正後は、地位協定第一七条と実質的に同文である」(『地位協定の考え方』・前掲(注9)、160頁)とされるため、行政協定第17条に関する合意が、現行のものとして実施されていると考えられる。『逐条批判』・前掲(注11)、207-11頁も参照。

若しくは私有の財産に墜落又は不時着した場合において事前の承認を受け
る暇がないときは、 適当な合衆国軍隊の代表者は、必要な救助作業又は
合衆国財産の保護をなすため当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許
される。 但し、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が
 払われなければならない。日本国の公の機関は、合衆国の当局が現場に到
 着するまで財産の保護及び危険防止のためその権限の範囲内で必要な措置
 をとる。日米両国の当局は、許可のない者を事故現場の至近に近寄らせな
 いようにするため共同して必要な統制を行なう。」(下線は引用者による。)

この規定に基づいて、米軍当局は「施設又は区域外」に存在する「公有又
 は私有の財産」(一般道路や大学構内など)に立ち入ることができ、救助作
 業や合衆国財産の保護のために警察権を行使することが認められるという¹³⁾。
 ただし、この場合でも、公有または私有財産の管理責任者からの「事前の承
 認を受ける暇がないとき」という要件が満たされる必要がある。これを今回の
 事故にあてはめると、その発生直後においては、機体の消火や乗員の救助等
 の緊急性の観点から、その要件が満たされていたと考えることも可能ではあ
 る¹⁴⁾。ただし、仮にそうであったとしても、墜落した機体の消火活動や乗員の
 救助活動が終了し、機体の爆発や再燃の危険性等がなくなった後までも、数
 日にわたって大学構内および周辺道路を占拠し・封鎖し続けたことに対する
 法的根拠を見出すことはできず、よって、違法な活動であったと言わざるをえ
 ない。

*

以上に述べたように、①に関しては、墜落直後については、地位協定第

13) 救助活動や財産の保護のための権限行使を、「警察権の行使」と位置づけることによって説明
 がつくようになっている。ただ、かかる合意内容からすれば、「米軍のこのような権限は、地位協定
 第17条第10項(b)に定める基地外での米軍警察権にもとづくというよりもむしろ、米軍財産の不可侵
 権にもとづく〔く〕」、という議論に説得力があると思われる。本間・前掲書(注7)、243-4頁。

14) ただし、井端・前掲論文(注3)、9-10頁を参照。

17条に関連する日米合同委員会合意を根拠とすることで¹⁵⁾、米軍の警察権の行使が認められる余地があったとしても、それ以降については、米軍は施設管理者の許可を得た上でなければ、警察権の行使はおろか、大学への立ち入りさえも認められない、と結論することができる。

それでは、次に②の問題、すなわち、米軍による警察権行使のための要件が満たされていたと仮定できる場合において、その警察権限は、日本の警察権をも排除することのできるものであったか、という点を検討する。

沖縄県警による現場検証の要請を米軍が拒否したという事実に関して、報道された外務省の見解によれば、その拒否権限の法的根拠は、地位協定第23条および関連する日米合同委員会合意であり、本件における米軍の行為は、それらの根拠に従った合法的なものだったという¹⁶⁾。

地位協定第23条は、米軍等の「財産」に関する規定であり、その財産を保全するために、日米両国は「随時に必要となるべき措置をとることについて協力するものとする」と規定されている¹⁷⁾。したがって、地位協定上、日本が米軍財産の保護に関して負っているのは、相互協力の義務にすぎず、米軍の同意を得なければ関連する活動が行えないわけではない。ところが、この点についても、地位協定自体ではなく、協定に関連する日米間の合意によって、米軍の同意を得なければならないことになっている。それは、

15) 合同委員会の合意の法的位置づけに関しては議論があり、合意事項に独立の法源としての規範性を認めることは困難との説もある（委員会が単なる協議機関に過ぎない点、合意内容が国会にも知らされない点、合意手続が外務省北米局長と在日米軍参謀長との間でなされている点等が理由とされる）。木村和夫「基地の法体系」横浜弁護士会編『基地と人権』（日本評論社、1989年）、7-8頁。また、本間によれば、「日本国政府が、一般に公表されていない原則の適用に必要な国内的措置を、その行政裁量権の行使として講ずる場合、それによって住民の現行法上の権利・義務を変更することはできない」。本間・前掲書（注7）、66頁。外務省の見解としても、合同委員会の合意は、地位協定の「実施細則」として日米両国を拘束するとするが、形式的には、合同委員会で合意されただけでは法的効力は発生せず（政府の代表者間での合意が必要）、また、「合同委員会は、当然のことながら地位協定又は日本法令に抵触する合意を行うことはできない」とされる（『地位協定の考え方』・前掲（注9）、209頁）。この点につき、国際法上は、合同委員会合意が形式的に国家間の合意を形成する場合は、条約法に関するウィーン条約第31条3項(a)にいう、「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」にあたりとみなされ、条約（地位協定）の解釈上、考慮されるものと位置づけられよう。

16) 沖縄タイムス、2004年8月15日；同8月30日。

17) これを読む限り、同条は、米軍等の財産を「外敵（民間人による犯罪やテロ等）から守るため」の規定であり、そうした本来の目的からすると、同条を日本側の当局たる県警の検証を拒否するための根拠とすることには違和感を覚える。

地位協定に関する合意議事録¹⁸⁾の「第一七条10(a)及び10(b)に関し、」として次のように規定されている。

「2 日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。」(下線は引用者による。)

合意議事録のこの規定によって、日本は、米軍に対し米軍財産の不可侵権ともいえる権限を与えている。地位協定上は第23条が米軍の財産権を規定し、合意議事録上の合意が第17条に関するものとなっているのは、協定第23条の「財産(の不可侵)権」を実体的根拠としつつ、手続的には協定第17条が規定する警察権による財産保護が必要とされた結果の産物であろうと推測される。

そして協定第23条を具体化したとされる¹⁹⁾、刑事特別法第13条によれば、日本側が米軍の財産(本件では墜落機の機体)に対する検証を行う場合には、米軍の同意を得なければならない²⁰⁾。先にもふれたが、日本の国家機関たる県警は、この法律の手続に従って米軍側に現場検証についての同意を要請し、そしてかかる同意が拒否されたために現場検証が行えなかった

18) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定について合意された議事録。この合意議事録は、地位協定の締結と同日に、協定の交渉において到達した了解とされている。したがって、条約法条約第31条2項(a)にいう、「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関連合意」にあたり、条約(地位協定)の「文脈」を成すと考えられる。

19) 『地位協定の考え方』・前掲(注9)、195頁。

20) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法。その第13条は次のとおり。

「合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む)、差押(差押状の執行を含む)又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。〔以下但書略〕」(下線は引用者による。)

のである。

ただし、合意議事録や刑事特別法をもってしても、ヘリの機体自体はともかく、大学構内の敷地や周辺道路までが米軍による占拠の対象となり、そこにおいて日本の警察権が排除される根拠とはならない²¹⁾。米軍の財産はヘリの機体や部品だけであり、事故現場やその周辺における日本の警察の検証などを拒否する権限が、米軍に与えられたという事実はどこにも存在しないのである。

結局のところ、そうした米軍による現場の不法占拠を止めさせることができなかつたのは、法的権限の問題というよりは、海兵隊員が県警の警察官よりも早く現場に入り、封鎖を行ったという事実上の問題であったといえるだろう。つまり、日本の警察官は公務中の米軍人との衝突を想定されていないのであるから、現場から米軍人を強制的に排除して立ち入ることはできない。したがって、米軍による現場占拠に法的根拠があろうと無かろうと、県警が現場検証を強行することは物理的に不可能だったといえよう²²⁾。

また、任意法規が主たる要素である国際法において、地位協定もその例外ではなく、日本政府が、「現場封鎖・県警排除は、地位協定に違反する不法な占拠である」と、米国側に強く抗議しない限りは、国家間の法である国際法上の問題としては、条約違反は観念上のものとしてしか生じないことになる。

3. 損害賠償請求の処理について

ヘリ墜落事故によって大学がこうむった損害は、通常の処理が行なわれるのならば、大学と那覇防衛施設局との交渉を通じて「補償」²³⁾されるだろ

21) この点は、外務省も同様の見解に立つようである。沖縄タイムス、2004年8月15日。

22) 本間・前掲書（注7）、244頁は、米軍当局と個人との関係について記述であるので、文脈はやや異なるが、この「事実上の関係」についての興味深い示唆を提供している。

23) 報道等においても、「補償」の言葉が使用されているが、不法行為によってこうむった損害に対する金銭の支払いは、法的な意味では「賠償」というべきであろう。

う。その場合には、支払いはまず日本政府によって行なわれ、そしてその後、米国がその支払い額のうちの自国負担分を日本側に支払うことになる。後に見るように、その際に米国が全額を負担するということではなく、日本政府が負担する分が必ず発生する。それは、今回のように米軍の一方的な過失に基づく事故においてもそうなのである²⁴⁾。米国のみが責任を有する場合には、なぜ日本も負担しなければならないのか、国民感情からもこの点が頻繁に議論の対象となったことは、容易に理解できる²⁵⁾。はたして、我々の税金を使うことなく、米国に100%の損害賠償を行わせることが可能だろうか。

この疑問に対しては、残念ながら現時点では、米国が特別に同意するような例外的な場合を除いては、不可能であるといわざるをえない。

公務中の米軍人等が、作為、不作為もしくは事故によって、日本において私人に損害を与えた場合、その損害に関わる請求権は、地位協定第18条5項によれば、「日本国が次の〔同項(a)~(g)の〕規定に従って処理する」(下線は引用者による。) ことになっているのである。そして、日本政府と被害者の間で合意された、または、裁判所の判決によって決定された賠償金は、ひとまずは日本政府から被害者に対して支払われ、そののち、「合衆国のみが責任を有する場合」であれば、同項(e)(i)に基づき、米国は賠償額の75%を日本に支払う、という流れになる。地位協定に従う限り、日本は最低でも損害賠償額の4分の1を負担しなければならない。

この点に関連して、つい先日、国連総会で「国家および国有財産の裁判権免除に関する条約」が採択されており、その第12条は、次のように規定されている。

「関係国間において別段の合意のないかぎり、国家は、自国に帰属するとされる作為または不作為によって生じた、人の死亡または傷害もしくは

24) 事故原因は整備の際の人為ミスであったことが明らかになっている。沖縄タイムス、2004年10月6日。

25) 『地位協定の考え方』・前掲(注9)、177頁；『逐条批判』・前掲(注11)、172-3頁。ちなみに、日米行政協定第18条3項(d)では、損害賠償に「要した費用は、両国政府が合意する条件で分担する」と規定されていた。

は有形財産への損傷または損失に対する金銭賠償に関する手続において権限を有する、他国の裁判所の管轄権からの免除を主張できない。〔以下、略〕

この規定は「不法行為例外」などといわれるもので、国際法上伝統的に認められてきた、国内裁判所において外国政府に与えられる裁判権免除の例外である。この条約は、国連の国際法委員会を中心に、長い年月をかけて起草されてきたものであり、国際法の現状を反映しているといえよう。そしてこの条約第12条が今回の事件に適用されるとするならば、ヘリを墜落させたことによって大学の「有形財産への損傷または損失」を生じさせた米軍（米国）は、発生した損害の賠償について、日本の裁判所で訴訟を提起された場合、日本の「裁判所の管轄権からの免除を主張できない」ので、被害者は訴訟を起こすことにより、加害者たる米軍から直接に100%の損害賠償を受ける可能性が生じてくる。

しかしながら、実際には、ここで仮定したようには進んで行かないのである。それは、国家免除条約が未発効であり、同条約には遡及効は認められず、また、日本と米国が同条約に未署名である、といった事実を考慮しないとしてもそうなのである。なぜなら第12条は頭書で、「関係国間において別段の合意のないかぎり」において不法行為例外が適用されると規定しているが、日米両国間においては、日米地位協定（特に第18条5項）がかかる「別段の合意」に該当すると考えられるからである。そのことは、日本の裁判所の判決においても確認されている²⁶⁾。したがって、地位協定

26) 筆者は以前、横田基地対米訴訟の最高裁判決は、地位協定を国家免除条約第12条にいうところの「別段の合意」とはみていないようだ、という趣旨の見解を述べたことがある（拙稿「国家の裁判権免除と米軍基地訴訟」『真織』創刊号（2004年11月号）、19頁）。しかし、当該の最高裁判決では、地位協定第18条5項について、「外国国家に対する民事裁判権免除に関する国際慣習法を前提として、外国の国家機関である合衆国軍隊による不法行為から生ずる請求の処理に関する制度を創設したものであり、合衆国に対する民事裁判権の免除を定めたものと解すべきではない」（下線は引用者による）と述べて、国家免除が地位協定を根拠として認められているわけではないことを指摘しているが、手続法として地位協定が適用されること自体の可能性は排除していない。ここに、最高裁判決の読み方に誤りがあったことを確認し、訂正をしておきたい。

が改正または廃棄されないかぎり、米国相手の訴訟を通じて賠償を得ることはできないのである。

そもそも大学側は、米国を被告とした裁判による解決を要望しておらず、また、その可能性も低いため、上記のような議論は、実益に乏しいものと考えられるかもしれない。しかしながら、先にみたように、地位協定に基づいた処理では、「合衆国のみが責任を有する場合」においても、日本に負担義務があるということを考えると、現行の地位協定に基づく請求権の処理方法以外の道を探る将来的な意義は小さくないものと思われる²⁷⁾。

27) 米国がこの75%の支払いすら拒否している事例がある。たとえば、横田基地訴訟や嘉手納基地訴訟において下された判決に従って、日本政府は原告に賠償金を支払い、そのうちの米国の負担分について米国側に請求を行なっているが、支払いは拒否されている。『逐条批判』・前掲(注11)、173-4頁；沖縄タイムス、2004年5月25日夕刊。他方で、『地位協定の考え方』・前掲(注9)、175-6頁では、「米軍の適法行為による損害(通常の飛行活動による騒音から生じる損害、その他〔以下略〕)は、米軍にその責を帰することはできず、他方、かかる損害は、日本が米軍の駐留を認めたことから当然予想すべきものであるので、専ら日本内部で処理されるべきものである」と述べられている。